

令和元年度第1回滋賀県環境審議会廃棄物部会 議事概要(書面開催)

標記部会については、3月17日(火)に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症防止の観点により中止したことから、書面にて開催することとした。議事概要については以下のとおり。

○ 部会委員

井上委員、奥田委員、金谷委員、河本委員、久保委員、桑野委員、芝原委員、橋川委員、橋本委員、松四委員、山本委員、吉原委員、米村委員

(全13委員)

○ 議題

- (1) 第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について(諮問)
- (2) 第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について(報告)
- (3) (仮称)滋賀プラスチックごみゼロ推進方針の策定および(仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画の策定について
- (4) 旧アール・ディエン지니어リング最終処分場に係る特定支障除去等事業の状況について(報告)
- (5) 滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性について(報告)

○ 配布資料

議題(1)関連	資料1	第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について
	別紙1	第五次滋賀県廃棄物処理計画について(諮問)
	別紙2	県廃棄物処理計画の構成(案)
	別紙3	第五次滋賀県廃棄物処理計画に係る環境審議会廃棄物部会審議スケジュール(案)
議題(2)関連	資料2	第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について
議題(3)関連	資料3-1	(仮称)滋賀プラスチックごみゼロ推進方針(素案)
	資料3-2	(仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画(素案)
議題(4)関連	資料4	旧アール・ディエン지니어リング最終処に係る特定支障除去等事業の進捗状況について
議題(5)関連	資料5-1	「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」の概要について
	資料5-2	滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性

○ 議事概要

委員意見	事務局回答
<p>●滋賀プラスチックごみゼロ推進方針（素案）について</p> <p>①提案されている 4 つの基本原則案ですが、誰に対する原則であるのか、何に対する原則であるのかがよく分からない。</p> <p>②基本原則の 1～4 の項目で内容が一部重複している。また、使用を控える、安易に廃棄する、再利用に努める、などの言葉遣いは、曖昧さを助長しているように感じる。</p> <p>例えば以下のような代替案はどうか。</p> <p>県民、事業者、行政の協働によってプラスチックごみゼロを推進することが必要不可欠であることを前提とし、以下のような行動指針案を示す。</p> <p>(1) 使い捨てプラスチックの削減と廃プラスチックの減量化</p> <p>(2) プラスチックの繰り返し使用, 再利用の促進</p> <p>(3) 廃プラスチックの回収の徹底と適正処理の推進</p> <p>(4) 不法投棄の徹底した防止</p> <p>③取組内容について、示されている取組内容は県民へのメッセージのように思われるが、県から各市町村の行政機関へのメッセージや各自治体の状況も勘案する必要があるのではないか。</p> <p>④農業や漁業従事者などの個人事業者からの廃プラスチックの処理について、産業廃棄物として扱うか、事業系一般廃棄物とし</p>	<p>今回いただいたご意見等の趣旨を踏まえ、今後の素案作成に当たり、内容の見直しを含め、検討いたします。</p>

<p>て扱うかなどについて、各市町村に対して指針を示す必要があるのではないか。</p>	
<p>●食品ロス対策について</p> <p>①レストランなど飲食店において、シニアメニューなど、量の少ないメニューを提供する。あるいはご飯やパンなどは、はじめは少なく提供して、お代わりを自由にしてはどうか。</p> <p>②スーパーマーケットなどパックして商品を販売している場合は、数種類の量のパックを用意してはどうか。</p> <p>③おせち料理や恵方巻、クリスマスケーキなど特別な日の食べ物はあらかじめ予約を受け付けた数量のみを用意してはどうか。</p>	<p>同上</p>
<p>●ごみについて</p> <p>①生ごみ処理機の利用を推奨し、生ごみの減量化を勧める。場合によっては行政の補助も検討してはどうか。</p> <p>②間違いやすい分別を住民に周知する。</p> <p>代替プラスチック技術の開発というのは、どのような技術かわかりませんが、積極的に進めるとよい。</p>	
<p>資料の中のデータを住民や業者などにわかりやすく開示し、注意をうながしてはどうか。</p>	<p>審議会の資料等については、ホームページに掲載し広く周知することとしています。</p>
<p>●旧RDエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去事業の状況について</p> <p>大部分の仕上げがキャッピング覆土で計画されているが、北側に団地、南側に集落があることから強風時の近隣住宅への土埃の飛散あるいは雑草繁茂による悪影響が懸念される。したがって防塵対策・防草対策</p>	<p>キャッピング覆土は約2haの面積になります。ご指摘の通り土埃により近隣にご迷惑をお掛けすることがあると思いますが、覆土は雨水の浸透を抑制する一方、浸透した雨水で廃棄物土層を浄化する目的があり、防塵対策として舗装等を行うことはできないと考えております。</p>

<p>の検討が必要なのではないか。</p>	<p>一定の期間を経過すると自然に草等が繁茂し防塵の効果が期待できると考えておりますが、効果が期待できない場合は積極的に緑化等による防塵対策を検討します。防草対策については周辺の自治会の皆様と相談し除草等により適切に管理していきます。</p>
-----------------------	---